

マイナンバー制度を活用した

令和6年度

8月実施予定

被扶養者収入状況等調査について

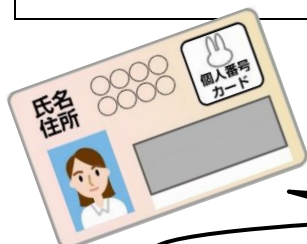
「収入のある方は調査の時に①②を確認します」

今年度より、マイナンバー制度を用いた情報連携を活用し、所得証明書を健康保険組合で確認いたします。

- ① 年間収入 130 万円（60 歳以上あるいは障害年金受給者は 180 万円）未満
【令和 5 年 8 月～令和 6 年 7 月支給分 1 年間の収入
[給与・賞与・年金等]で算出
 ※年間収入とは 1 月～12 月だけではありませんので、ご注意ください
- ② 被保険者の標準報酬月額の間収入半分未満

以下の書類の保管をお願いします！

対象者	調査時の必要書類
年金収入のある方	直近の 年金振込通知書 または 直近の 年金改定通知書 の写し ※毎年 6 月発行のもの ※源泉徴収票不可
別居の方 配偶者及び義務教育以下の子・全日制の学生等は除く (お子様が 3 月に卒業され、全日制の学生以外で別居の方は対象です)	送金を確認できるものの写し ※ <u>現金渡し不可</u> ※ <u>振込人・差出人(被保険者)、受取人(被扶養者)、送金額記載のもの</u> ※月額 7 万以上かつ対象者の月収 (年収の 1/12)以上 4 月以降分を保管下さい



「令和 5 年度所得証明書」の提出は、情報連携で情報が取得できなかった方のみで、提出いただく対象者様には後日ご連絡いたします。

マイナンバーカードをお持ちでない方も、情報連携により所得等の情報を確認します

調査時期: 8 月初旬頃 回収期限: 9 月中旬頃を予定しております。

三重交通健康保険組合